

平成30年6月20日

解体工事業の取扱いについて

川崎市財政局資産管理部契約課

建設業法の改正に伴い、平成28年6月1日から建設業許可に「解体工事業」が新設され、平成29年度から、本市発注の解体工事の契約を希望される場合は、川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」で登録することが必要となりました。

平成31・32年度における解体工事業の競争入札参加資格審査申請（業者登録）についての本市の取扱いは次のとおりです。

1 平成31・32年度の競争入札参加資格申請（業者登録）について

業種「解体」に登録を希望する事業者は次の許可等を競争入札参加資格申請の日（平成30年9月1日～10月10日）までに受けてください。

- ・「解体工事業」の許可
- ・「解体」の経営事項審査の総合評定通知

- (1) 業種「解体」に登録するために必要な建設業許可は「解体工事業」となります。
- (2) 業種「解体」に登録するためには「解体」の経営事項審査の総合評定値通知書を有していることが必要となります。
 - ア 「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄ではなく「解体」の欄に総合評定値が記入されていることが必要です（完成工事高は無くても可）。
 - イ 経営事項審査総合評定値通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄は格付に使用しません。

2 解体工事の発注等について

平成31年4月1日以降に契約する解体工事の案件（契約準備案件を含む）については次の条件を入札参加資格とします。

- (1) 「平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿」に業種「解体」で登録されていること。
- (2) 解体工事業の建設業許可を受けていること。
 - ※ 「とび・土工工事業」の許可（平成28年5月31日以前の許可を含む）では参加できません。
- (3) 「解体」の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
 - ※ 「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄ではなく「解体」の欄に総合評定値が記入されていることが必要です（完成工事高は無くても可）。

○本市発注の解体工事に必要な許可の種類等

	平成31年3月31日までに契約する案件	平成31年4月1日以降に契約する案件
業者登録	業種「解体」	業種「解体」
建設業許可	「解体工事業」又は「平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業」の許可	「解体工事業」の許可
経営事項 審査	「解体」又は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の欄に総合評定値が記載されていること	「解体」の欄に総合評定値が記載されていること

※ 継続申請期間終了後に要件を満たし、業種「解体」に登録を希望する事業者は、平成31年4月以降に業種追加の変更申請を行ってください。ただし、登録可能な工事に係る業種は最大6業種です。

また、業種「解体」に登録するため、他の登録業種を取り消した場合、取り消された業種については次回継続申請時まで再度登録できませんのでご注意ください。

建築契約係 電話 200-2100